

**国立大学法人弘前大学
平成17年度の業務運営
に関する計画（年度計画）**

平成17年度 国立大学法人弘前大学 年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

(1)-1 教育目標が意図する教育の成果を達成するための具体的方策

(1)-1-1 教養教育(21世紀教育)

1) 情報収集・処理に関わる基本的技能習得プログラムと情報化社会における倫理教育を連動して行う。

「情報処理演習」, テーマ科目「情報」及び「情報処理論の基礎」の授業内容を見直し, 倫理教育と連動した新たな情報関連科目を構築する。

2) 学生の到達目標に応じた外国語の習得プログラムを開発・整備するとともに, 外国語能力評価の客観化を図る。

学内TOEICの模擬試験システムの導入により, 学生の英語の成績分布を把握する。
また, 学内TOEIC試験を利用して, TOEICパイロットプログラムを試行的に実施する。

3) 発言力, 批判力を習得させる対話型・双方向型の少人数授業を充実させる。

導入科目(基礎ゼミナール)の授業内容を見直す。

4) キャリア教育を導入し, 自立した社会人を目指す姿勢を涵養する。

21世紀教育センターと学生就職支援センターが連携し, キャリア教育に関する特設テーマ科目「社会と私 - 仕事を通して考える - 」を開講する。

(1)-1-2 専門教育(学部教育)

1) 多様化する学生の資質・学力に対応して基礎教育を充実・強化する。

専門教育のカリキュラムを21世紀教育と連動させて見直し, 平成17年度(一部, 平成18年度)から実施する。

各学部の教育目標とコア・カリキュラムを明確にし, 学生にわかりやすくカリキュラムを周知するため, 「履修モデル」を作成し履修案内等に掲載する。【新規】

全学教員養成担当実施委員会において, 全学の教員養成に関する業務を担当する。

各学部において, 以下の措置を行う。

人文学部において, 教育課程を再編し, コア・カリキュラムの導入によって, 基本的科目の必修化を図る。

教育学部において, 平成16年度に行った開講科目及びその内容の大幅な見直しを踏まえ, 新しい形の「教職入門」を実施する。

医学部医学科において, 以下の措置を行う。

・新規卒業者の医師国家試験の合格率95%以上を目標とする。

・医師国家試験に向けた集中セミナーを開講する。

・3年次学士編入学生のための専門基礎科目及び専門科目の補習講義を夏季休業, 冬

季休業期間中に開講する。

- ・臨床教育強化のため、共用試験の導入、OSCE（オスキー）の実施強化を進める。OSCEに不可欠な模擬患者を本学独自に10名以上養成する。（OSCE, Objective Structured Clinical Examination）
- ・一部のコア科目について、3年次学士編入学生に実施する。
- ・クリニカル・クラークシップを8週間とし、平成18年度本格的導入に向けて準備する。【新規】
- ・専門科目の基礎人体科学演習で、プレゼンテーション、ディスカッション能力を高めることを本科目の目標に追加し、これに対応した教育プログラムを策定する。

【新規】

医学部保健学科において、新規卒業者の看護師等各種資格試験の合格率95%以上を目標とする。また、各演習科目間の内容を調整及び見直して効率的な演習を行う。演習の成績を見ながら必要に応じて集中セミナーを実施する。

- 2) 各授業科目の到達目標と成績評価基準を明示するとともに、達成度を把握し授業改善に活用する。

医学部保健学科において、新カリキュラムの授業科目について、各授業担当者から修得課題と評価基準に関する意見を収集する。【新規】

- 3) インターンシップの拡充、企業人等学外非常勤講師の活用により、実学の充実を図り進路選択を支援する。

インターンシップ事後研修会を開催し、就業体験した学生による発表や受入れ企業担当者からの報告を行い、インターンシップの拡充に努める。

理工学部において、学生の社会勉強の一助とするため、企業見学を実施し、これに係る資金的な援助を行う。【新規】

農学生命科学部において、社会のニーズに積極的に対応するため、一部の授業に企業人等による講義を組み入れる。【新規】

- 4) 学部間の協力体制を整備し、理工学部及び農学生命科学部のJABEE認定を目指した教育を、平成16年度から実施する。

理工学部知能機械システムプログラム及び農学生命科学部農業土木プログラムのJABEE認定を申請する。

- 5) 学外の資格試験等を活用し、その結果を踏まえ教育方法の研究、改善を行う。

- 6) 留学生センターの機能を強化し、平成16年度から短期留学プログラムの充実を図る。

学生に対して語学研修の単位化を図り、留学する動機を高める。また、留学生のための各学部や国際交流協定校のニーズに応じた日本語教育の見直しと充実を図る。

【新規】

- 7) 社会人入学制度を積極的に運用し、学生集団の活性化を図る。

(1)-1-3 大学院教育（修士課程）

- 1) 地域社会の需要に応える高度技能・能力を付与する講義・演習・論文指導を行う。

学生が、国際的レベルを目指す研究、先見性ある基礎的発展を目指す研究、及び地域に貢献する研究のいずれかを選択し、教員はそれ为目标としたテーマを設定し

て教育及び研究指導を行う。

2) 青森サテライト教室を充実する。

人文社会科学研究科及び教育学研究科において、青森市周辺地域の本学大学院学生を対象に授業を開講する。

3) 本学及び他大学の博士課程進学を前提とする学生への指導を強化する。

農学生命科学研究科において、在学期間内の学位取得を図るため、研究指導を強化する。

4) 社会人入学制度を積極的に運用し、地域社会との連携強化を図る。

理工学部を卒業した社会人に対し、就学継続及び「大学院設置基準第14条教育方法の特例」の適用を認め、社会人入学をさらに拡大する。

(1)-1-4 大学院教育（博士課程）

1) 個別指導を徹底し、研究成果の発表を促進する。

地域社会研究科において、大学院学生の自主的な研究会を定期的で開催し、各自の研究の中間結果を発表し議論する。

2) 各研究科の研究指導協力体制を強化する。

地域社会研究科において、主指導教員と副指導教員2名が連携して、個々の大学院学生に対する研究指導を強化する。

医学系研究科において、秋田大学医学研究科と共同でセミナーを開催する。

3) 社会人入学制度を積極的に運用し、地域社会との連携強化を図る。

社会人を積極的に受け入れ、地域の課題をテーマに研究に取り組むことで、地域社会において主導的な役割を果たす人材を育成する。

理工学研究科と青森県工業総合研究センターとの交流を深め、センター職員の博士後期課程入学者を増やし、今後の共同研究の機会を拡大する。【新規】

理工学研究科において、ポストマスター（博士前期課程修了学生）が他プロジェクトに参加しながら就学すること、及び「大学院設置基準第14条教育方法の特例」の適用を認め、社会人入学をさらに拡大する。

(1)-2 教育の成果・効果の検証に関する具体的方策

1) 学生による授業評価の方法を工夫し、教育の成果・効果の検証に活用する。

平成16年度に実施した全学的な学生による授業評価の結果を分析し、実施方法及びアンケート調査票のフォーマットを再検討する。【新規】

2) 学生の試験結果等の分析を持続的・系統的に実施することにより、教育の達成度を把握し、結果を教育に反映させる。

医学部医学科において、以下の措置を行う。

・総合試験及び共用試験の結果を解析し、学生の達成度を把握し、その結果を教育へ反映させる。

・メディカル・スクール構想（学士入学4年制）を目標として、これを推進するために設置した、メディカル・スクール研究センターにおいて、3年次学士編入学生の教育達成度を持続的かつ系統的に調査し、教育へ反映させる。

・4年次学生に対する共用試験を正式実施し、成績不良者に対して補講等の対応を図る。

・6年次学生に実施する総合試験の成績不良者に対して、補講等の対応を図る。

・3年次学士編入学第1期生の臨床実習前のすべての科目の成績を分析し、その結果をもとにカリキュラムの改定を図る。また、これらの結果をもとに、3年次学士編入学の入学試験の評価基準の改定を図る。【新規】

医学部保健学科において、国家試験対策に関する検討部会を組織し、年度ごとの合格率と不合格要因の分析を行い、各専攻で対策を検討するとともに、データとして蓄積する。【新規】

3) 卒業生及び企業等に対するアンケート等を活用して、教育の成果・効果の検証を充実させる。

卒業生による授業評価及び雇用者による卒業生の評価の実施方法等について、調査・検討を行う。【新規】

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

(2)-1 アドミッション・ポリシーに応じた入学者選抜を実現するための具体的方策

1) 入学試験全体を分析検討し、平成16年度に入学試験及び入学試験体制の抜本的な改善案を策定する。

全学的な観点からの入学試験及び入学試験体制の単純化を図る。【新規】

弘前地域以外の試験会場において、入学試験実施の可能性について検討する。【新規】

平成18年度入学試験から、医学部医学科の推薦入学枠を拡大し、新たに青森県内枠を設ける。【新規】

理工学部において、AO入試を含む推薦方式、第二志望制度の導入、札幌試験会場開設、後期試験入試科目の変更、学部案内、学部説明会などの見直しについて検討し、平成18年度可能な部分から実施する。【新規】

2) 学部説明会の内容を高等学校と相談しながら、全学的に検討して充実を図るとともに、八戸サテライト、青森サテライト教室の活用及び高等学校に出向いての講義や説明会を通して、高校生に対する大学理解の向上を図る。

学部説明会、高等学校への出張講義等の充実を図るとともに、高等学校からの1日体験入学を積極的に受け入れて、弘前大学への進学を促進する。

青森サテライト教室、八戸サテライト及び東京事務所等を利用して、同地域の研修医に対する大学院医学系研究科説明会を実施する。

理工学部において、平成18年度に向けた学科再編後のアドミッション・ポリシー、特徴等を積極的に広報する。【新規】

3) 留学生の受入体制の整備を行う。

新入留学生に対するガイダンス(4月、10月)の内容について、引き続き改善策の検討を行う。

留学生に適した宿舎を斡旋できるように、民間業者との協力をさらに図る。

留学生が日本に対する理解を深めるため、ホームビジット制度の充実を図る。

弘大生と留学生の交流を深めるための「タンデムシステム」について、利用促進を図

る。

大学院修士課程進学を希望する中国専門学校生の編入学制度について検討を行う。

【新規】

(2)-2 教育理念等に応じた教育課程を編成するための具体的方策

(2)-2-1 学部

1) 本学の教育目標・目的に即した各学部ごとのコア・カリキュラムの導入を図る。

人文学部において、教育課程を改編し、コア・カリキュラムを導入する。

教育学部において、「自己形成科目群」、「学校臨床科目群（恒常的教育実習を含む）」及び「教員発展科目群」からなる教員養成カリキュラムの大幅な改編に基づく教育体制を開始する。

医学部医学科において、基礎・臨床統合型のコア・カリキュラムの教育体制を強化するため、講義内容や成績判定において中心となる科目代表者を決定する。また、チュートリアル（少人数、能力開発型教育）のための参考図書を充実させる。

医学部保健学科において、新たに共通コア科目を設置した新カリキュラムを導入する。理工学部において、以下の措置を行う。

- ・平成18年度学科改組による新カリキュラム案、学科の教育目標・理念及び具体的達成目標に基づいた教育体制の準備を行う。【新規】
- ・平成18年度から導入する予定の学科必修科目（コア・カリキュラム科目に対応）について、その科目の内容及び成績の提出についての学科による一元管理体制の具体案を作成する。【新規】

2) 教養教育（21世紀教育）においては、放送大学の授業等の積極的な活用により、多様な授業の選択肢を提供する。

放送大学、弘前学院大学及び北東北国立3大学との単位互換制度により、引き続き多様な授業の選択肢を提供する。

3) 寄附講義等を活用し、選択科目の充実を図る。

医学部医学科において、複数科目の寄附講義を開講する。

4) 学部内、各学部間の講義の有機的な連携を図るため、授業内容等の見直しを実施する。

教育学部において、教員養成カリキュラムの大幅な改編に連動して、他学部の講義科目の積極的活用等を含めた、生涯教育課程のカリキュラム改善に取り組む。

医学部保健学科と附属病院が連携して実習カリキュラムを検討する組織を設置し、カリキュラム案を策定する。

理工学部と農学生命科学部間の講義科目（生物、物理等）の連携及び人文学部と理工学部間の講義科目（数学、統計、経済学等）の連携について検討する。

5) 国際水準の資格取得が可能な教育課程を構築する。

JABEE認定に適合する教育課程として、理工学部に智能機械システム工学プログラム、農学生命科学部に農業土木プログラムを構築する。

6) 社会と連携した卒業研究を実施する。

(2)-2-2 大学院

1) プレゼンテーション能力や論文執筆等の研究者に必要な能力養成に留意したカリキュラム編成を図る。

医学系研究科において、以下の措置を行う。

- ・各領域において研究発表におけるプレゼンテーション能力や論文執筆等の研究者に必要な能力を養成するカリキュラムを実施する。
- ・生体分子分析、細胞生物学などに関する研究手法の習得を図るため、研究基礎技術トレーニングコースを開講する。
- ・共通科目として、「医学研究概論」、「生命科学倫理学」、「最新医学の動向」を開講し、医学研究のための基盤となる知識の習得を図る。

地域社会研究科の教育カリキュラムと研究指導のあり方を見直し、平成18年度から改善する。【新規】

2) 高度専門職業人養成に即した授業内容と授業形態を導入する。

教員養成専門職大学院について検討する。【新規】

「大学・大学院における教員養成推進プログラム」を策定し、文部科学省に同プログラムの申請を行う。【新規】

平成16年度の日本臨床心理士資格認定協会への第 種指定大学院の審査結果を踏まえ、平成17年度に第 種指定大学院の申請を行う。

3) 社会と連携した研究テーマを開発する。

医学部医学科において、社会と連携できる研究テーマの可能性試験を行うとともに、社会ニーズに沿った研究テーマを設定し、民間等との共同研究を開始する。【新規】
理工学研究科博士後期課程の社会人学生を通じて、地域のニーズに沿った研究テーマを推進する。【新規】

農学生命科学研究科において、卒業論文発表会及び修士論文発表会に学外者を参加させ、参加者との情報交換により共同研究・連携の可能性を探る。

(2)-3 授業形態、学習指導法等に関する具体的方策

1) 教育課程と授業の特性に合致した授業形態、学習指導法の研究と実施のための研究体制を整備する。

人文学部において、平成17年度に再編する新教育課程における教育方法等について、定期的に点検する体制を構築する。【新規】

医学系研究科医科学専攻において、以下の措置を行う。

- ・先端的・学術的な研究の推進を容易に行い得る研究プロジェクトを設置し、大学院学生の自由な発想による研究テーマを重視した研究指導体制を確立する。【新規】
- ・領域内の複数教員による研究指導を強化し、修業年限短縮制度修了者の増加や国際的レベルの雑誌への学位論文公表を推進する。

2) 高・大連携を促進し、学生の大学教育における適応能力を高める方策を策定する。

「高・大連携高校生セミナー」を引き続き開講するとともに、高校生の受講生数増に努める。

県高等学校校長会と連携して、県内高校生に対して「学びのおもしろさ」を伝えるた

め、研究の最先端に関する講義及び進学等の各種相談を行い、高校生の進路選択を支援する「弘前大学ドリーム講座」を県内各地の高等学校で展開する。【新規】

21世紀教育センターと教育・学生委員会が連携し、高等学校教員と教育内容に関する意見交換を実施する。

3) インターネットを利用した遠隔授業を実施する。

人文社会科学部において、引き続きインターネットによる遠隔授業を実施するとともに、教育学部における実施の可能性について検討を行う。

医学部において、双方向型テレビ会議システムを利用したリアルタイムの遠隔授業を実施する。

4) 他大学との単位互換制度を拡充するとともに、開設授業科目の見直し・整理を行う。

放送大学、弘前学院大学及び北東北国立3大学との単位互換制度により、引き続き多様な授業の選択肢を提供する。

八戸工業高等専門学校と理工学部の単位互換制度について具体案を作成する。【新規】

5) 社会の多様な組織との連携による学外実習等の充実を図る。

弘前市教育委員会と連携して、教育学部の教員を目指す学生を弘前市内小学校、弘前市学校適応指導教室に派遣し、児童生徒とのふれあいを通じて実践的指導力を習得させる。

「地域医療等社会的ニーズに対応した医療人教育育成プログラム」を策定し、文部科学省に同プログラムの申請を行う。【新規】

医学部医学部において、以下の措置を行う。

- ・三沢米空軍病院にエクスターンとして学生1～3名を派遣する。
- ・学外実習病院の臨床教授、及び臨床助教授制度を一層活用して臨床実習を強化し、クリニカル・クラークシップを充実する。
- ・臨床教授、臨床助教授と学内教員との意見、情報の交換を目的として臨床教授協議会を設置し、学外実習の充実を図る。

(2)-4 適切な成績評価等の実施に関する具体的方策

(2)-4-1 教養教育（21世紀教育）

教養教育（21世紀教育）の「成績評価の方法と基準」の検証後、適正な評価方法と基準を設定する。

教養教育（21世紀教育）に「成績評価の方法と基準」を正式に導入するとともに、引き続き改善に向けて検討を行う。

(2)-4-2 学部

1) 主要な科目の成績基準を策定し、学生に公表する。

医学部医学部において、以下の措置を行う。

試験結果の「採点ポイント」を可能な限り提示し、評点の妥当性を明確にする。

【新規】

コア・カリキュラムにおける成績評価基準を策定し、公表する。【新規】

2) 成績評価に対する学生からの申し出等を受け付け、処理する制度を構築する。

成績評価に対する学生からの質問等を受け付ける体制を整備する。【新規】

(2)-4-3 大学院

大学院教育，高度専門職業人教育における効果的な成績評価方法と基準を設定する。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

(3)-1 適切な教職員の配置等に関する具体的方策

1) 教養教育（21世紀教育）の実施体制等は，外部評価等を踏まえて，継続的に点検・改善する。

新学習指導要領に対応した教育課程を構築するとともに，授業担当者の編成を見直す。

【新規】

2) 21世紀教育センターに，「高等教育研究開発室」を設置し，21世紀教育の改善のための諸活動を企画し実施する。

高等教育研究開発室において，21世紀教育のカリキュラム，教育法，運営組織等に関して調査・分析し，改善策を策定する。

メンタルヘルス担当教員を確保し，メンタルヘルス教育を充実させる。

3) 各学部等の教育体制等は，外部評価等を踏まえて，継続的に点検・改善する。

各学部等の教育体制の改善に結びつけるため，教員の教育活動を評価する評価基準の策定に向けて，調査・分析を行う。

4) 教職員の配置は，全学の長期的目標・目的を踏まえて，学長が実施することを原則とし，重点化が必要な部門等に対しては，全学的に柔軟に対応するシステムを構築する。

全学的な教職員の人事に関する基本方針に基づき，教職員配置計画を策定する。

5) 各学部においては，学部長が，学部の目標・目的を踏まえて効果的な教員配置計画を策定する。

人文学部の教員配置計画については，平成17年度から実施する新カリキュラムの運営に必要不可欠な教育研究分野の充実を目標として，学部長が主宰する学部運営会議において教員の配置原案を策定する。

医学部医学科における教育及び研究を効果的に展開するため，すべての講座を順次見直す。平成17年度は衛生学講座と公衆衛生学講座を統合する。

教育・研究の質の向上を図るため，医学部医学科・附属病院全体の組織計画構想を以下のように設定し，効果的な教員の配置を行う。

・メディカル・スクール研究センター及び卒後臨床研修センターを統合し，魅力的な学部教育，卒後臨床研修システム構築のため，医学教育センターを設置する。

【新規】

・附属病院に診療科「神経内科」を設置する。【新規】

・分子生物学を基盤とする基礎医学と臨床医学の融合的研究を目指すため，高度先進医学研究センターを設置する。【新規】

理工学部において，平成18年度学科改組のカリキュラムに対応する教員の適正配置のため，講座制を廃止し自由度の大きい学科中心の人事管理体制とする具体案の作成を行う。【新規】

農学生命科学部において、平成20年度の改革を目指した将来構想の策定に着手する。
また、学部及び附属生物共生教育研究センター間の兼任教員制度を整備するための検討を行う。【新規】

6) 教員の採用においては、研究能力とともに教育能力を選考の要件とする。

医学部医学科において、以下の措置を行う。

- ・教員の新規選考や昇任に際し、模擬講義を実施する等、教育能力を反映させた選考システムを確立する。
- ・教授選考に係る教育、研究、診療実績及び人物評価方法のスコア化制度を改善し、充実を図る。
- ・ホームページに教員の公募情報を掲載し、広く人材を求める。
- ・非常勤講師に対しても、学生による教育評価を実施し、教育の充実を図る。【新規】

(3)-2 教育に必要な設備、図書館、情報ネットワーク等の活用・整備の具体的方策

1) 教育施設・設備は、原則として、全学的に一元的に管理することにより、共用部分の有効活用等を図る。

一元的管理による共用部分の有効活用等の推進を図るため、継続的に施設の利用状況調査を実施する。

2) シラバスの内容を充実するとともに、必要な部分は電子化し閲覧できるように検討する。

既に全学で運用しているシラバス電子版について、教育・学生委員会で内容を見直し、充実を図るとともに、全学共通フォーマットで実施する。

医学部保健学科において、ホームページに講義資料を掲載することを試行的に行い、本格実施に向けた課題等について検討する。【新規】

3) 附属図書館の増改築実施を推進し、これに基づいて各学部学科等に分散している教育・研究用資料の集中化・共同利用化を促進するとともに、資料購入に要する経費及び施設利用の効率化・合理化を図る。

理事が兼任していた附属図書館長に学部教員を充てる。【新規】

附属図書館の施設整備計画について、検討する。

教育・学習支援機能を充実させるため、附属図書館図書選定委員会において、学生用図書及び雑誌選定機能の整備・強化したことを踏まえ、図書館資料の整備を推進する。

【新規】

附属図書館に「太宰治文庫」を開設する。【新規】

(3)-3 教育活動の評価及び評価結果を教育の質の改善につなげるための具体的方策

全学的な観点から各教員、各組織等の教育活動の評価を実施するとともに、各学部等において、特殊性を踏まえた教育活動の評価を実施する。さらに、その結果を教育改善のための経費配分等に反映させる。

教員の教育活動を評価する評価基準の確立に向けて、調査及び分析を行う。

人文学部において、教育活動の評価システムを構築し、その結果をフィードバックし、教育の改善策を講ずる。【新規】

医学部医学科において、教育活動評価基準の見直しを継続的に行い、教育活動評価の適正化を図る。

(3)-4 教材、学習指導法等に関する研究開発及びFDに関する具体的方策

1) 教員が教育に関する能力を発揮するための支援を充実する。

教員の教育能力を発揮させるため、21世紀教育センター高等教育研究開発室によるFDに関する支援体制を整備する。【新規】

人文学部において、平成16年度に試行した教員による授業参観の結果を点検・評価し、授業方法のあり方を研究する。

医学部医学科において、以下の措置を行う。

・学生による教育評価の高い教員による模擬講義と、学生を含めた討論からなる講義とを実施する。【新規】

・学生による教育評価の高い講座・診療科による模擬実習と、学生を含めた討論からなる実習とを実施する。【新規】

2) 高等教育における教材開発、授業形態、学習指導法の研究と実施のための研究体制を整備する。

教員養成学研究開発センターにおいて、望ましい教員像の研究を行うとともに、教員養成学の確立に向けた開発に取り組む。【新規】

高等学校教員との「新学習指導要領勉強会」において、高等学校の教育内容を把握し、その検討結果を踏まえて、本学の教育内容（教養教育（21世紀教育）・専門教育）を検討し、再構築の可能性についての研究を行う。

高い教育評価を受けている教員の授業を公開（授業参観）し、また、教材開発、授業形態及び学習指導法等を研究開発するための検討会を実施する。

出版会において、教材開発の一環として本学教員編著による教科書出版の実現を図る。

3) 全学的なFD委員会と各学部等のFD委員会が連携し、効果的なFD関連事業を実施する。

教育内容・方法等を改善するため、高大接続の検証作業を踏まえ、全学FDシンポジウム「初年次教育の教育内容の構築（仮称）」を開催する。【新規】

全学的なFD活動を推進し、本学の特色ある教育の充実を図るため、教員を海外視察に派遣し、学部教育・大学院教育に関する先進大学の活動状況調査を計画する。

【新規】

(3)-5 全国共同教育、学内共同教育等に関する具体的方策

1) 学部教育の全学的な連携・充実を図る。

全学教員養成担当実施委員会において、全学の教員養成に関する業務を担当する。

2) 大学院教育の全学的な連携・充実を図る。

3) 岩手大学大学院連合農学研究科の充実を図る。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

(4)-1 学習相談・生活相談・助言・支援の組織的対応に関する具体的方策

- 1) 平成16年度から、クラス担任制、クラスアワー、オフィスアワーの充実等、学生への相談・支援体制を整備する。

平成16年度から実施のクラス担任制度の取組状況を検証し、実施体制を整備するとともに、学生に対するきめ細かな指導体制の充実を図るために、「教員のための学生指導の手引き」の作成について検討する。【新規】

理工学部において、平成16年度試行の専門基礎及び演習科目にTA（ティーチング・アシスタント）を活用した質問補講アワーの結果を評価し、具体的実施案を作成する。

- 2) 平成16年度中に、学生総合相談室、なんでも相談窓口などのメンタルヘルスを含むカウンセリング機能を持つ窓口の連携組織を作る。

学生相談に携わる担当者による情報交換会を開催し、相談内容を整理し、連携のあり方及び相談窓口・場所の設定などの検討を行い、よりよい相談体制の構築を目指す。

- 3) 学生相談室の利用の調査・解析を行い、精神的な支援サービスの向上を図る。

学生が気軽に相談できる体制を整備するため、各学部等からの学生総合相談室相談員に必ず女性職員を含めるようにする。【新規】

- 4) 学生の大学における学習に対して、具体的に助言できる相談体制を充実する。特に、入学から卒業までの一貫した相談体制を整備する。

1年次学生の保護者との懇談会を実施し、学生相談体制等について説明を行い、保護者との連携により学生支援体制を強化する。【新規】

各学部では、以下の措置を行う。

人文学部において、保証人との懇談会を実施し、学生の修学状況に関する相互のコミュニケーションを促進することにより、修学上の支援体制を強化する。【新規】

医学部医学科において、新入学生及び3年次学生の保護者懇談会を実施し、学習支援等における連携を図る。【新規】

理工学部において、学生個別の成績管理とケアの実施体制を整備する。【新規】

農学生命科学部において、平成16年度に引き続いて学生の保証人への成績通知を行い、保証人と連携した入学から卒業までの一貫した相談体制を更に充実する。

- 5) 大学院生固有の学習、生活相談の体制を整備する。

人文社会科学部において、研究科分野代表者会議の下、学生相談体制を整備する。【新規】

教育学研究科において、大学院学生（現職教員を含む）の学習・生活の実態を調査する。【新規】

地域社会研究科において、大学院学生（社会人を含む）にアンケート調査を行い、教育体制の改善を図る。【新規】

- 6) 学習、成績に対する学生の苦情処理システムを構築する。

学生の学習、成績に関する申し立てに対応する体制を整備する。【新規】

(4)-2 就職支援に関する具体的方策

- 1) キャリア教育の充実を図る。

学生の就業意識の向上を図るため、地域で活躍している企業人等を講師に21世紀教

育の特設テーマ科目に「社会と私 - 仕事を通して考える - 」を開講する。

- 2) 就職支援センターを設置し、就職支援システムの強化、効率化を図る。

就職相談、合同企業説明会、ホームページによる求人票検索等の充実を図り、就職支援システムを強化する。

医学部保健学科において、学生就職支援センターと連携して、就職支援のためのガイダンスを、3年次学生に後期2回、4年次学生に前期1回実施する。また、医療機関に留まらない医療関係企業等の就職市場を開拓する。

- 3) 卒業生に対する就職活動の支援方策について検討する。

学生就職支援センターにおいて、平成17年3月卒業者のうち希望者に対して求人情報を電子メールで発信し、卒業生に対する就職支援を行う。【新規】

卒後臨床研修センターにおいて、卒後臨床の初期及び後期研修に関する情報提供を行う。

(4)-3 経済的支援に関する具体的方策

独自の奨学制度の設置を検討する。

本学独自の奨学制度の設置及び授業料免除における特別優遇措置について検討する。

【新規】

(4)-4 社会人・留学生等に対する配慮

- 1) 留学生センターにおいて、保健管理センター等との協力の下に、健康支援等を含む留学生の支援体制について検討する。

- 2) 社会人大学院学生のために、八戸サテライト、青森サテライト教室の活用等による講義を拡充する。

青森サテライト教室での開講及び受講状況を点検し、改善を行う。

(4)-5 課外活動の支援体制強化

- 1) 学生、教職員が参加する総合文化祭の充実を図る。

総合文化祭の充実を図るため、引き続き教職員が積極的に参加し、学生の企画・事業を支援する。

- 2) 学生の課外活動施設の整備・充実を図る。

課外活動団体連合会規約を作成し、課外活動施設の利用及び経費の援助等における基準を定め、課外活動の振興・充実を図る。【新規】

- 3) 学生の地域における小児病院・介護施設訪問などのボランティア活動を支援する。

学生のボランティア団体の活動に助成を行い、ボランティア活動を支援する。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

(1)-1 目指すべき措置

- 1) 「研究推進戦略」を定め、本学の研究ポリシーを常に点検し、内容の向上を図る。

本学の研究ポリシーを定めた「弘前大学研究推進戦略」について、法人化後の体系に

即して、見直しの検討を行う。【新規】

本学の研究の更なる推進を図るため、平成16年度の研究活動を取りまとめた「弘前大学研究推進白書」を作成し、学内構成員に配布する。【新規】

本学の研究成果を出版会による著作として広く公表し、研究推進に役立てるとともに研究の水準を高めるため、出版会の機能を整備・強化する。【新規】

2) 大学として取り組む重点研究を明確にし、予算の重点配分を行う。

本学における重点研究の更なる推進を図るため、学長の戦略的経費よりの研究費配分を再検討する。

(1)-2 国際的レベルにある研究分野のさらなる進展の目標を達成するための措置

1) COEレベルに達している研究分野を明確にし、全学的支援を行う。

医学部医学科において、COE的プロジェクト支援部門を整備する。(糖鎖組み換えプロテオグリカンの医学応用、遺伝子多型に基づく個別化治療開発 - 機能性中枢疾患の治療 -)

2) 糖鎖工学、ポストゲノム、遺伝子治療開発研究、強磁場下の生体挙動と影響評価、異分野間統合的研究のコンソーシアム形成、ナノ細胞外マトリックス科学の創成、医療におけるバイオメティクス研究と開発などの国際的レベルの研究を推進する。

ポストゲノム関連分野(糖鎖、RNA、生体情報処理など)におけるプロジェクト研究を立ち上げ、研究体制を整備し、本学における遺伝子関連分野の核となる研究を育てる。

(1)-3 地元地域社会の発展に貢献する研究の進展の目標を達成するための措置

1) 本学の位置する地域性を踏まえ、第1次産業の活性化に関わる研究(例えば、りんごの総合的研究、バイオマス利用、持続型農業など)を進展させ、地元社会の振興に貢献する。

地元地域の第1次産業に貢献する研究・技術開発に、農学生命科学部が平成19年度を時限に取り組む。

2) 地域社会研究科を中心に、地域性を重視した文理融合型の研究(例えば、極東アジア・ロシア交流、世界遺産の白神山地、縄文文化など)を発展させる。

弘前大学白神研究会を中心に、共同研究、シンポジウム、市民向け観察会を行い、研究成果を定期刊行物「白神研究」として広く地域に公表する。

地域研究の一環として縄文文化・社会の研究を推進する。

陸奥湾の環境調査と水産業振興等に関する産学官の共同研究会を組織し、陸奥湾総合開発に関する基礎調査を継続する。

亀ヶ岡文化の遺跡を津軽地域で発掘調査する。

3) 地域医療、教育の面において行ってきた多様な研究をさらに発展させ、地元社会に有用な人材を輩出する。

教員養成学に関する研究成果を継続的に刊行するとともに、望ましい教員像に関する調査・研究を実施する。

地域に密着した保健・医療に関する注目すべき研究成果をホームページで分かりやす

く公表する。

4) 地元地域社会の課題である産業・雇用の創出や文化の創造・発展に寄与する産学官連携の研究をさらに促進する。

弘前地域における産学官の交流・連携推進組織の「弘前産学官連携フォーラム」と連携し、新商品・新事業の創出を推進する。【新規】

人文学部において、地域の諸課題を含めた重点研究領域を設定し、研究を実施する。

15インチ・ディスプレイ対応の高速応答液晶材料を開発する。【新規】

5) 理工学部を中心に、地域特有の災害・環境問題（例えば、地震、火山、雪害）に係わる研究を進展させ、地域社会の生活向上に貢献する。

産学官連携の「青森県気象問題連絡会」を組織し、定期的に情報交換を行う。【新規】

本学の危機管理に関与している教育研究の専門家により組織された「弘前大学危機管理専門家会議」を発足させ、本学を中心とした地域の危機管理のあり方について調査研究を進め、具体案の策定を行う。【新規】

6) 平成16年度開始の地震予知計画（5カ年計画）に即し、内陸部の十和田湖を中心とする地域及び三陸沖について、観測と地震予知の研究に取り組む。

地震予知研究計画（5カ年計画）に基づき、「日本列島の短波長不均質構造と応力分布」及び「十和田における地殻流体の分布と挙動の解明」の研究に引き続き取り組む。青森県内4か所の地震観測点データの高精度化を図るため、年次計画の初年度として、六ヶ所村泊観測点の高精度化を実現する。また、三陸沖北部の領域におけるアスペリティ分布を推定するため、これまでに蓄積されたデータを用いた予備解析と必要なデータの抽出を行う。【新規】

(1)-4 先見性のある基礎的研究の重点的推進の目標を達成するための措置

重点研究の学内公募を行い、先見性のある基礎的研究を明らかにし、全学的に推進する。

人文科学、社会科学、芸術領域を重視し、これらの領域からの研究テーマを学長指定重点研究に設定し、研究費を重点配分する。

(1)-5 研究の水準・成果の検証に関する具体的方策

研究成果の評価システムを作り、著書・論文・特許等（数と引用度）、外部資金の申請と獲得、大学院生の教育などを指標とした数値評価基準を定め、公表する。

研究活動の評価を実施する評価基準に、著書・論文・特許等の指標を設定することを含めて調査・分析を行う。

（2）研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

(2)-1 全学的な研究目標に沿った研究実施体制の整備のための目標

1) 研究推進体制を充実させ、本学の戦略的研究を推進する。

「弘前大学研究推進戦略」の見直しに着手し、全学的な研究推進体制の整備・充実を図る。【新規】

2) 低侵襲手術の実現に向けた、人体機能の解明やその病態治療に有効な医用器械やシステムの開発を、医学部と理工学部が共同して推進する。

バイオを含む学内研究者で「先進医用システム研究会」を組織する。【新規】

- 3) 適切な研究者等の配置に関する具体的方策を検討する。
- 4) 重点研究を定め、予算配分を行うなど、研究資金の配分システムに関する具体策を実施する。

全学の重点研究テーマを定め、学内公募及び審査により、経費配分を行う。

医学部医学科において、重点研究プロジェクトによる研究体制の下、人材及び資金を投入し、生命科学研究の発展と新たな治療、診断技術等の開発を推進する。【新規】
理工学部において、学部長裁量経費による重点研究として、学外共同研究を優先的に採用する方式を採用し実施する。【新規】

- 5) 全学共同利用の機器分析センターを設置し、機器の整備及び人的配置を図る。
機器分析センターの充実を図るため、機器の新規購入及び機器の設置室確保を行う。
機器分析センターに共用可能な研究装置を登録し、積極的な共同利用を図る。

(2)-2 研究活動の評価及び評価結果を質の向上につなげるための具体的方策

- 1) 学内の分野横断的な研究プロジェクトチームを多数形成し、研究費獲得の推進及び研究の質的発展を図る。

医学部において、医学科と保健学科の共同研究プロジェクトを組織する。また、共通の研究課題での研究プロジェクトについて、集約化の方向性を検討し、研究推進体制を整備する。

医学部保健学科において、弘前医学会等を利用して共同研究成果を公表する。また、理工学部及び企業を交えての研究交流会を開催し、プロジェクト研究の方策を検討する。

遺伝子実験施設において、プロジェクト研究の具体案を作成し、共同研究体制の準備に着手する。プロジェクト研究ごとに科学研究費補助金等の申請を行い、外部資金の獲得に努める。

- 2) 自己点検・評価を行い、評価結果を研究費の傾斜配分、人員配置等に適切に反映させる。

人文学部において、研究費の傾斜配分システムを策定する。【新規】

- 3) 業績評価、公表を行うことにより、研究活動の質の向上を図るとともに、優れた研究者の育成・活性化を図り、研究者の処遇に反映できる方策を講ずる。

研究業績を含む研究活動の評価を実施する評価基準の確立に向けて、調査・分析を行う。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

(1)-1 地域社会等との連携・協力、社会サービス等に係る具体的方策

- 1) 社会連携委員会を設置し、地域貢献のための体制強化を図る。

社会連携を促進するため、「弘前大学社会連携ポリシー」策定に向けて検討を行う。

【新規】

弘前市との連携に関する意見交換会を定期的で開催するとともに、青森県との産学官

連携に関する意見交換会について検討する。

青森県並びに弘前市の小学校長会及び中学校長会との定期的協議会や青森県教育庁及び弘前市教育委員会との定期連絡会を開催する。

- 2) 生涯学習教育研究センターの事業を充実させ、地域住民の教育学習要求に積極的に応え、地域生涯学習の推進を図る。

公開講座受講料の単価・料金区分を見直し、地域住民にとって、より受講しやすい料金を設定する。【新規】

自治体の社会教育・生涯学習担当者等を対象とした研修事業を実施する。

民間企業の職員等を対象としたリカレント・キャリアアップ教育事業を実施する。

八戸サテライト及び青森サテライト教室を会場として、講演会等を実施する他、通信システムを利用した多様な事業を実施する。

地域住民を対象として、住民の健康増進及び疾病予防等に関する公開講座を定期的実施する。

公開講座・講演会を積極的に開催して、地域住民に多様な学習機会を提供するとともに、多様なキャリア形成のための学習プログラム・コースを開発する。

- 3) 青森県内における本学の地域貢献を充実させ、八戸サテライト及び青森サテライト教室の事業展開を図る。

地域ニーズの把握機能を強化し、八戸サテライト及び青森サテライト教室での事業を積極的に展開する。

(1)-2 産学官連携、地域貢献の実施体制の推進のための措置

- 1) 地域共同研究センター、生涯学習教育研究センターなど、学外対応窓口及び関連組織体制の整備を図る。

地域共同研究センターに特任コーディネータ、特任アドバイザー制度を導入し、学外との産学官民の連携を強化する。【新規】

地域共同研究センターと知的財産創出本部との連携により、地域貢献体制を整備・強化する。

- 2) 民間企業との共同研究、受託研究、受託研究員の受入れ、民間等との人事交流の促進を図る。

青森県内の官公庁及び企業を訪問し、弘前大学のニーズを収集して分析し、産学官連携、共同研究を推進する。

文部科学省及び他省庁の助成事業獲得等のための体制を整備し、民間企業等との共同研究を推進する。

東京事務所を拠点に本学のシーズを積極的にPRし、東京地域における産学官連携を推進する。

全学的な共用スペースやプロジェクト実験室などの活用を図り、民間企業との共同利用研究をさらに推進する。

企業との共同研究開発を積極的に推進し、その成果の商品化を支援する。

専門分野毎の産学官の技術者・研究者による研究会開催を支援、交流を促進する。

- 3) 地域共同研究センターなど、学内共同教育研究施設等の組織の整備を図る。

兼任教員制度の見直しを図る。【新規】

- 4) 知的財産創出本部を設置し、知的財産権の実施、管理及び活用を推進する。
技術移転専門員を配置し、知的財産管理体制を確立する。【新規】
知的財産セミナー等を実施し、教職員及び学生等へ知的財産への意識の向上を図る。
出願特許を基礎とした共同研究、受託研究を実施する。
- 5) 平成16年度に、産官学連携、就職活動の拠点とする「国立大学法人弘前大学東京事務所」及び「同分室」を設置する。
(平成16年度設置済)

(1)-3 留学生交流その他諸外国の大学等との教育研究上の交流に関する具体的方策

- 1) 留学生センターの体制整備を図り、留学生交流を一層充実させる。
ホームページの整備・充実を図るとともに、日本留学フェア、進学説明会など留学希望者に対する説明会に参加し、弘前大学の広報に努める。
- 2) 国際交流協定姉妹校との提携を活発化させ、研究者・学生の交換を促進する。
テネシー大学マーチン校との教員の相互派遣を行う。
学生交流に重点を置いた協定について、留学生センターが中心となり検討する。

【新規】

医学部医学科において、以下の措置を行う。

- ・弘前国際医学フォーラムを継続的に開催し、国際交流協定校をはじめとする海外の大学や研究機関との連携及び交流の充実を図る。
 - ・テネシー大学メンフィス校との学生派遣交流を実施する。
 - ・海外の先端的高等教育機関へ教員を派遣する。
- 3) UCTS(UMAP単位互換方式)の早期導入に努める。
国際交流協定校の協力の下、学部の成績とUCTSの併記による成績評価を導入する。

【新規】

- 4) 帰国留学生及び帰国研究者の人的情報を整備し、教育・研究の将来的発展を図る。
短期留学生に対し研究留学生などの制度の周知を図る。

(1)-4 教育研究活動に関連した国際貢献に関する具体的方策

開発途上国等への貢献を目的としたプロジェクトチームを編成する。

医学部医学科において、以下の措置を行う。

JICAからの要請に応じて、カリブ海諸国における地域保健強化プロジェクト支援のための短期専門家を派遣する。

国際保健協力委員会を設立する。【新規】

(1)-5 北東北国立3大学(弘前大学、岩手大学、秋田大学)の連携推進にかかる措置

「北東北国立3大学連携推進会議」において、連携強化の具体的方策等について検討し、3大学間の強い連携を進めるとともに、再編・統合に関する検討結果をまとめる。

引き続き、北東北国立3大学連携推進会議の下、連携協議会の課題別専門委員会及び分野別専門委員会において、連携強化の具体的方策を検討する。

秋田大学医学部医学科との間で、共通化が可能なカリキュラムを設定する。

(2) 附属病院に関する目標を達成するための措置

(2)-1 組織上の位置づけに関する措置

医学部メディカルスクール構想におけるメディカルセンターとしての役割を担う。

附属病院の目標である治療成績の向上と高度先進医療を推進するために、病院長の下に病院運営会議を組織し、問題点等の情報収集及びそれらを解決することにより、病院の活性化、各部門等の連携及び緊密化を図り、病院運営の効率化に取り組む。

(2)-2 管理・運営に関する措置

1) 病院長を専任制とし、その権限を強化し、病院長支援体制を整える。

病院長の専任制について、病院長専任制検討委員会において現病院長の任期内で検討する。

2) 病院長を責任者に経営戦略会議を設置し、経営を担当する理事を通して、その経営方針等を役員会に反映させ、病院の管理運営の充実、強化及び経営の健全化を図る。

引き続き、大学病院としての使命を踏まえ、経営戦略会議の助言を基に、基本戦略の立案及び収益性の向上等、病院の充実強化を図る。

3) 第三者機関による病院の評価を受け、医療の質の向上を図る。

ISO9001を取得する。認証取得後も、継続的に評価を受け、医療の質の向上を図る。

4) 診療職員の配置を見直し、診療支援体系の効率化を図る。

附属病院検査部、輸血部及び病理部所属の臨床検査技師について、業務の平均化を図るため、各部門の人事交流を行った後、医療支援センターを設置して集中化し、診療支援体制の効率化を図る。【新規】

(2)-3 診療に関する措置

1) 診療成績と技術の向上を図り、遺伝子診断・治療等の高度先進医療を開発・推進する。

医学部に高度先進医学研究センター設置後、具体的な検討を開始する。【新規】

2) 臓器系統別専門診療体制を整備・充実させるとともに、待ち時間の短縮、診療時間の拡大等患者の利便を図る。

臓器系統別専門診療体制の整備状況を見ながら、引き続き、患者サービスの向上を図る。

3) 地域医療機関とのネットワークを構築し、電腦病診連携システムを構築・充実させることで、地域医療の充実と機能分担を図る。

自治体病院の再編等による地域医療の充実と機能分担を視野に入れ、方向が定まり次第検討を開始する。【新規】

(2)-4 教育・研修に関する措置

1) クリニカル・クラークシップを積極的に導入し、チーム医療に基づいた研修を行う。

平成18年度実施に向け、チーム医療に基づく具体的な研修内容により、予備試行を

実施し、更に研修内容を充実させるため検討する。

- 2) 卒後臨床研修センターを設置し、新医師臨床研修制度においては地域医療を重視した特色ある研修システムの整備を図る。

引き続き、研修医確保のため、特色ある研修システムの整備を図る。

- 3) 悪性腫瘍・心疾患・臓器移植等の特色ある専門医養成のための後期研修システムを整備する。

卒後臨床研修終了後、いわゆる後期研修のための研修システム作成の着手を踏まえ、各診療科等からのプログラムを基に研修システムを作成する。

- 4) 医学部保健学科との連携でコ・メディカル臨床研修システムの構築を図る。

コ・メディカル臨床研修システムの構築を図るため、医学部保健学科に研修システム作成のための検討を依頼し、双方連携しての研修システムを作成する。【新規】

(2)-5 研究に関する措置

- 1) 診療科のワクを外した臨床研究を支援する体系及び病院外組織との共同研究推進システムを構築するとともに、高度先進医療開発プロジェクトチームを設置し、脳血管障害等地域特性のある研究を進める。また、臨床試験管理センターの設置に努力する。

診療科のワクを外した臨床研究を支援する体系及び病院外組織との共同研究推進システムを構築するため、医学科等と高度先進医療開発プロジェクトチームを設置し、検討を開始する。【新規】

- 2) 高度先進医療開発経費及び科学研究費補助金等外部資金を獲得する。

現在進行中の高度先進医療開発課題に加え、新たな課題での高度先進医療開発費の獲得を目指す。

(2)-6 その他の目標に関する措置

- 1) 病院収支の改善を目指し、診療指標の改善を図る。

引き続き、病院収支の改善を目指し、診療指標の改善を図る。

- 2) 物流システムを導入し、経費の節減を図る。

病院全体の医薬品及び医療材料等の在庫量をよりの確に把握するため、コンピュータ管理し、特定医療材料等をより安価に購入するとともに、デッドストック等を解消し、合理化及び節減化を図る。

- 3) ホームページを充実させ、診療内容及び実績等を公開するとともに、医師、コ・メディカル及び住民の生涯教育に関する情報を提供する。

平成17年4月からの内科及び外科の標示変更に基づき他診療科も含め、診療内容及び実績を調査するとともに、特定機能病院としての高度な医療の提供についても調査し、公開する内容の検討に入る。【新規】

- 4) 外来診療体制の再構築、診療の効率化により患者サービスの向上を図る。

「弘前大学医学部附属病院外来診療棟整備計画等プロジェクト」設置を踏まえ、新外来診療棟建築に伴う患者サービスも含めた移転作業等を検討するとともに、内科、外科、総合診療部及び救急部を中心とした診療体制の再構築についても、整備状況を見ながら検討する。【新規】

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

(3)-1 大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

1) 大学院と学部の実証的研究に対する協力体制を強化する。

附属ユニバーサル・スクール構想推進体制の下、「授業実践研究（大学院）」、「教材方法論（学部）」等についての実証的教育研究を行う。

2) 教員養成カリキュラムを効果的に実施するために、教育実習の見直しを進める。

教育実習関連科目の体系化を図るカリキュラム改正を踏まえ、1年次学生への「教職入門」に加え、新たに2年次学生に対する「学校生活体験実習」を実施する。

3) 学部教員の附属学校における授業担当や、附属学校教員の非常勤講師等による学部授業担当を促進し、その成果を学部の教員養成カリキュラムの改善に役立てる。

インターネットカメラを活用した学部と附属学校園の連携授業を推進するため、附属小学校、幼稚園、養護学校との間の実験、さらに学部との連携実験を実施する。

【新規】

4) 附属学校教員の研修制度を整備する。

教育学部附属教育実践総合センター研究員制度を活用した附属学校園10年経験者研修（学校内研修・課題研修（15日間））を実施する。

5) 附属学校教員と学部教員との共同研究プロジェクトを一層推進する。

附属学校教員と学部教員による協同研究を行い、その成果を協同研究紀要として発表するとともに、公開研究会、研究集会を企画・実施する。

(3)-2 学校運営の改善に関する具体的方策

1) 附属小学校・中学校・養護学校・幼稚園の境界を越えた教育方法の見直しを進める。

平成16年度に引き続き附属ユニバーサル・スクール構想の策定に取り組む。

2) 地域に対する先導的実験校として、先進的な研究を進める。また、附属養護学校において特別支援を必要とする地域の児童生徒などへの対応を進める。

ITを活用した学校不適応児（不登校生徒など）に対する学習支援の在り方について、附属小学校と附属中学校が連携し、平成16年度に継続して研究する。

附属養護学校において、地域の特別支援教育のセンター的役割を果たすため、校務分掌の見直しを図り、教育相談体制を再構築する。

附属学校園及び支援ニーズのある地域小学校に在籍するLD、ADHD、広汎性発達障害の児童の早期発見や教育的対応についての支援を行う。

附属養護学校と教育学部特別支援教育相談室が連携して、LD、ADHD、広汎性発達障害に関する教育相談を実施する。

附属養護学校と近隣の聾・養護学校が連携して、障害のある児童生徒及びその保護者に対して教育相談を実施する。

附属幼稚園及び附属養護学校において2学期制を実施し、附属学校園間及び学部との連携の観点からその効果について検討する。

附属幼稚園において、保護者と職員を対象としたアンケート調査を行い、教育方針等の見直しについて検討する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1-1 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

1) 役員会，経営協議会，教育研究評議会以外に，「経営協議会・教育研究評議会合同会議」，学長，理事，学部長等で構成する「連絡調整会議」を設置し，学長の方針を全学に周知徹底させる。

学長の経営戦略方針の周知を図り，大学運営の円滑化を推進するため，役員会，経営協議会，教育研究評議会及び連絡調整会議のあり方についての見直しを検討する。

【新規】

2) 経営協議会，教育研究評議会から選出された学長選考会議を設置し，平成16年度に学長の選考方法を整備し，法人化後最初の学長選考から新方式を実施する。

学長候補者選考規程を制定し，学長候補者の選考を行う。

1-2 運営組織の効率的・機動的な運営に関する具体的方策

1) 役員会，経営協議会，教育研究評議会の構成と規模を適切に定めるとともに，全学的な委員会等と管理的職種の構成と数の適正化を図る。

法人化を機に見直した全学的な委員会数の適正化を維持するとともに，管理的職種の構成の適正化を図る。

2) 学内ネットワークシステムの効率的な活用を進める。

ビデオ・オン・デマンド方式による各種情報配信のコンテンツについて検討し，学内向けに試行を行う。

1-3 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

1) 教授会における審議事項を真に学部等の教育研究に関する重要事項に精選し，教授会の効率化，機能強化を図る。

人文学部において，教授会，運営会議及び諸委員会の所掌事項を整理し，機能強化を図る。

教育学部では，「基本構想会議」において学部運営の戦略的な事項等を事前に整理，検討する。

理工学部において，学部運営の戦略的な企画を行う「戦略企画会議（仮称）」を設置する。【新規】

2) 学部に副学部長を，附属図書館に副館長を置くことができることとし，学部等の管理運営の機能充実を図る。また，各学内共同教育研究施設に置かれていた管理委員会，運営委員会のうち，管理委員会を廃止し，教育研究評議会がその役目を担うことで，管理運営の効率化を図る。

（平成16年度措置済）

1-4 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

1) 管理運営・産学官連携・国際交流等の分野における事務職員の専門性を一層向上させるため，研修や外部人材等の登用の措置をとる。

事務職員の専門性を一層向上させるため、外部人材等の登用を推進する。

2) 経営協議会，教育研究評議会，その他全学的な委員会に事務職員を積極的に参画させ，教員と事務職員等の一体的，効率的運営を図る。

(平成16年度措置済)

1-5 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

全学的な評価システムを構築し，適正な学内資源配分のために活用する。

全ての部局予算に対して，自己収入の予定額及び支出予算の要求内容等について学長ヒアリングを実施する。

中期計画に基づく教育研究等の発展・充実を図るため，年度計画実施に必要な戦略的新規事業等の実施に必要な経費を重点的に配分する。

学部等の円滑で弾力的な運営を行うため，学部長等裁量経費の充実を図る。

間接経費の設定されていない外部資金について，原則として受入額の5%相当額を学内活性化事業推進のための財源として確保する。

事業実施計画を確実なものとするため，部局に係る収入予定額を設定する。

1-6 内部監査機能の充実に関する具体的方策

1) 監査室を設置し，法律に基づく業務監査とは別に，学内における監査を行う。

内部監査機能の充実を図るため，監査室の体制及び業務について見直しを行う。

平成16年度において実施した予備調査を踏まえ，事項を限定した業務全体に係る定期監査を実施するとともに，業務の中から重要項目を選択して臨時監査を実施する。

2) 役員会，経営協議会，教育研究評議会等の議事要録を公開広報する。

役員会，経営協議会，教育研究評議会等の議事要録を学内向けホームページに掲載し，教職員に周知する。

1-7 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

東北地区等の国立大学法人間での事務職員の共同研修等の連携・協力体制に参加し，大学運営の活性化を図る。

東北地区等の国立大学法人間での管理事務セミナー（仮称）を定期的開催し，大学間の連携・協力体制を強化し，大学運営の活性化を図る。【新規】

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

2-1 教育研究組織の編成・見直しのシステムに関する具体的方策

1) 教養教育（21世紀教育）と専門教育及びそれらの関係について点検し，改善計画を作成する。

2) 学内の各種研究施設，学内共同利用施設等の点検を踏まえ，中期目標・中期計画の第1期期間中に，再編・重点整備計画を策定する。

2-2 教育研究組織の見直しの方向性

1) 地域社会研究科の充実を図る。

地域社会研究科の専任教員を増員する。【新規】

2) 理工学研究科の充実を図る。

3) 医学研究科の整備を行う。

医学研究科を医学系研究科とし、新たに同研究科に保健学専攻（修士課程）を設置する。【新規】

医学系研究科保健学専攻（修士課程）設置を踏まえ、平成19年度博士課程設置に向けた準備に着手する。【新規】

4) 医学部の学士編入学制度及び教員体制を整備する。

医学部医学科において、以下の措置を行う。

コア・カリキュラムを活用し、入学年度の講義科目を整備する。【新規】

特定の科目を入学後早期に集中的に開講し、あるいは補充講義を増やす。【新規】

学士編入学に関する教育セミナーを開催する。【新規】

5) 教育学部の教員養成学の研究・教育体制を整備する。

教員養成学研究開発センター新設に伴い、「恒常的教育実習」の導入準備（内容・方法等の最終調整）や「教員養成学部教員に必要な資質」に関する研究・検証に着手する。【新規】

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

3-1 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

1) 評価室を設置し、評価のための資料収集・管理、情報収集、評価計画の策定・実施、中期目標・中期計画・年度計画の評価のための資料作成を行う。

中期目標・中期計画及び年度計画を評価するための実施体制及び評価基準の確立を図る。

2) 評価室の評価資料を基に、各学部等及び教職員等の評価を行い、評価結果に基づく改善方策を策定実施する仕組みを構築する。

組織の業務評価及び教職員の業績評価を実施する評価基準について、策定作業を進めるとともに、評価結果を改善に結びつける方策について検討する。【新規】

3) 中期目標期間中に、評価システムを進化させ、報奨制度に活用できるようにする。

教員の業績評価を実施する評価基準について、策定作業を進めるとともに、評価結果を賞与等に反映させる方策を検討する。【新規】

4) 評価に関する苦情申し立ての制度を確立する。

評価システム導入後、評価結果に関する苦情申し立てについては、人事苦情処理室が対応する。

5) 学外有識者の室員を含む人事苦情処理室を設置する。

（平成16年度設置済）

6) 教職員等の能力向上のために必要な研修システムを整備する。

教職員等の能力向上のために必要な研修システムの整備に努める。

3-2 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

各学部、各研究施設・センター等の新規事業展開及び連携強化に必要な人員を確保できる

制度を構築する。

3-3 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

1) 学長が人員を管理する。中長期的な人事計画の策定と組織別の職員の配置等(人件費管理を含む)についての調整は、役員会の議を経て学長が行う。その際に、中期目標・中期計画・年度計画の評価結果を反映させる制度を導入する。

人件費を踏まえた各学部等の中長期的な人員配置計画を策定するため、各学部等の基準定員を設定する。【新規】

2) 外部資金（競争的研究費等）による新たな任用制度を導入する。

3-4 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

1) 教員の任期制については、原則として、現行の規則・手続を継承する。

医学部医学科において、第1回目の教員任期制に係る評価を実施する。

2) 全学的なプロジェクト等に関する教員の任期制については、役員会の議を経て学長が提案する。

3) 教員の採用は、公募を原則とする。

（平成16年度から実施済）

3-5 教職員の給与に業績を反映させる具体的方策

評価結果を適切に反映させる給与制度を構築する。

教員の業績評価を実施する評価基準について、策定作業を進めるとともに、評価結果を賞与等に反映させる方策を検討する。【新規】

3-6 事務職員の採用・養成・人事交流における具体的方策

1) 専門職能集団としての機能が発揮できる採用、養成方法、研修制度を導入する。

米国テネシー大学マーチン校に事務職員を派遣し、長期語学研修を実施する。

事務職員、技術職員を対象に学部または大学院修士課程において、教育を受けさせるキャリアアップ研修を実施する。

2) 大学間等の人事交流の活性化を図る。

引き続き、北東北国立3大学間及び八戸工業高等専門学校との人事交流を行う。

3) 事務職員等の採用は、試験採用、公募による選考採用、他機関等からの受け入れを適切に組み合わせるなど、多様な方法を導入する。

（平成16年度から実施済）

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

4-1 大学の管理運営や業務推進を担う事務組織の体制整備に関する具体的方策

1) 大学の管理運営や業務を分担する各役員に直結した事務部門を整備する。

大学運営の円滑化を更に推進するため、各担当理事の所掌業務及び直結する事務組織の見直しを検討する。【新規】

事務組織の決裁ラインを見直し、簡素化する。【新規】

- 2) 大学院の夜間受講者の増などに即応した勤務態勢を構築する。
- 3) 事務組織及び職員配置を随時見直し、常に直面する課題に最適に対応できる体制をとる。

事務組織の第1次再編（平成16年10月）の見直しを行うとともに、本町地区（医学部，附属病院）を中心とした第2次再編による医学部事務と附属病院事務の分離分割，及び保健学科担当事務の強化を行い，事務の効率化・合理化を図る。

4-2 各種事務の集中化・電子化等による事務処理の効率化に関する具体的方策

- 1) 文京町地区の学部事務部を廃止し，事務局に集中するとともに，教授会等学部固有の事務を担当する組織を設置する。

（平成16年度措置済）

- 2) 事務局各部の企画立案事務の強化を図る。

各担当理事と直結する事務局各部が連携を図り，戦略的な大学運営の企画・立案機能の強化を図る。

事務の合理化・効率化を推進するため，事務改善ワーキンググループにおいて，現状の業務を調査・点検し，事務改善の具体策を作成する。

- 3) 学内情報基盤を活用した事務情報化・ペーパーレス化を推進する。

事務局に情報基盤課を新設し，情報関連業務の企画機能を強化し，事務情報化・ペーパーレス化を推進する。【新規】

人事・給与情報の一元管理を図るため，人事・給与統合システムの導入について検討する。

教務事務の合理化・効率化を図るため，学務情報Webシステムを段階的に稼働させる。【新規】

4-3 業務の外部委託に関する具体的方策

委託可能な業務の外部委託を推進する。

旅費支給業務について，経費節減の観点から，全面的外部委託の可否について検討し，可能な場合は実施に向け検討する。【新規】

委託可能業務内容の確認を行い，委託に向けた仕様書等の作成を開始する。【新規】
附属病院診療報酬請求業務の外部委託を推進する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1-1 研究推進戦略に沿って，科学研究費補助金等競争的資金獲得の増加，産学官連携の化等の施策を進めることにより，自己収入の増加を図る。

科学研究費補助金採択件数を増加させるため，申請件数の増加（各学部共に前年度以上の目標を定める。），学部長による申請書の点検強化，全学的な説明会の実施，間接経費の付いた基盤研究(S)等の申請増加，の措置を講ずる。

科学研究費補助金以外の競争的資金の申請を増加させるとともに、奨学寄附金等の獲得の奨励を図る。

1-2 附属病院については、高度医療実施機関であると同時に教育研究機関であることを十分考慮した上で、収入と支出のバランスの確保に努める。

附属病院事務部に経営企画室を新設し、附属病院の収入・支出のバランス確保に努める。【新規】

1-3 学生納付金については、国立大学の役割を踏まえ、適正な金額の設定に努める。

本学の教育研究等の質を維持し、更なる向上を図るため、適正な授業料の金額を設定する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

2-1 省エネルギー対策等を徹底して実施することで、光熱水料の抑制を図る。

光熱水料抑制のため、職員が一丸となって、室内温度の適正化や昼休みの消灯などの省エネルギー対策をきめ細かく実施する。

平成16年度に策定した光熱水料の省エネプランに基づき、電気・水道料等の抑制を図る。

2-2 事務情報化・ペーパーレス化の推進、事務用品の再利用の徹底、管理運営体制の必要に応じた見直し等により管理経費の抑制を図る。

電話料金等の通信経費を抑制するため、IP電話の導入に向け、費用対効果や技術面での具体の検討を進める。可能な場合は、実施に向け準備する。【新規】

使用済用紙の裏面を再利用するなど、管理経費の抑制をより一層強化する。

複写機使用を抑制する。

電子掲示板に物品リサイクル情報を掲載し、物品の再利用を促進し物品購入費の抑制を図る。【新規】

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

施設・設備の共同利用の推進、施設の運営方法の改善を図り、効率的な運用に努める。

役務契約等について、契約事務の合理化及び経費節減の観点から、複数年度にわたる契約を検討し、可能なものから実施する。【新規】

物品について、購入、単年度賃貸借契約及び複数年度のリース契約を比較し、経済性が認められる場合はリース契約に切り替える。【新規】

経費節減の観点から、複写機の性能等及び設置台数の見直しを行う。

機器分析センターに全学共同利用のための教育研究設備を整備し、共同利用のより一層の推進を図る。

共用部分の有効活用等を図る規則の、運用方法の改善と効率的運用を図る。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

1-1 自己点検・評価及び第三者評価等に関する具体的方策

1) 諸活動の達成度を点検・評価するために「評価室」を設置し、評価システムの構築及び点検・評価に関する情報収集・分析体制の整備を図る。

評価の効率化・質的向上を図るため、学内の教育研究活動等の状況に関する情報を収集、整理する大学情報データベースシステムを構築する。

2) 自己点検・評価及び外部評価を各部局等について実施するとともに、大学全体の活動については定期的に第三者評価を受ける。

平成18年度実施の認証評価に備えて、認証評価基準に基づく全学的な自己点検・評価を実施する。【新規】

1-2 評価結果を大学運営の改善に十分反映させるための具体的方策

1) 評価結果について、学長が評価室の分析を基に改善方策を立てるとともに、改善結果の検証を行うことによって、大学運営の十分な改善を図る。

全学的な自己点検・評価結果の分析に基づいて、改善の方策を立てるとともに、有効に機能できる体制を整備する。

2) 評価結果及び改善結果等について、社会にわかりやすい形で公表する。

自己点検・評価の結果を公式ホームページに掲載し、広く社会に公表する。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

教育研究活動の状況等の情報提供に関する具体的方策

1) 本学の公式ホームページを充実させ、迅速な情報提供、広報活動を行う。

公式ホームページの継続的な充実を図り、迅速な情報提供、広報活動を行う。

2) 一般向け広報誌の発行、ホームページを充実するなど、本学における広報活動を積極的に推進する。

学長定例記者会見を引き続き実施し、大学の教育研究活動等の状況や取り組みなどについての最新情報を社会に積極的に公開する。

大学正門設置の大型モニターを活用し、地域住民に対して各種情報発信を行う。

【新規】

メールマガジンを立ち上げ、学生の保護者、地域住民等に広く広報し、大学からの情報発信を充実させる。【新規】

県内に配布している広報誌を増刷し学生の保護者全員にも送付することとし、保護者への情報提供を充実させる。【新規】

学生の保護者との懇談会を行い、大学の現状、将来構想等について説明する。【新規】

本学の広報に有益な出版を積極的に企画するとともに、地域及び全国に対する出版物の宣伝・販売ルートの拡充に努める。【新規】

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

1-1 施設設備の教育研究活動への有効的活用とその管理体制の確立に関する具体的方策

1) 本学の「教育・研究・地域貢献に関する目標」に沿って「長期総合計画」を見直し、教育研究の発展に伴うニーズに対応する長期計画を策定する。

本学の長期ニーズに対応する総合的な施設の長期計画を策定する。

2) 経営的視点に立ち、総合的・長期的にキャンパスの施設設備を教育研究活動に対応するために、スペースマネジメント及び予防保全を主体とした施設マネジメントを実施する体制の確立及び施設設備のデータベース化による管理システムの導入を図る。

教育研究活動に対応する施設設備のスペースマネジメントの規則等を整備する。また、予防保全については、施設環境部の組織等の体制整備を行い、実施のためのデータベース等のシステム構築を図る。【新規】

3) マネジメントの実施については、施設設備の管理運営は原則として全学一括管理とし、担当役員の下に施設設備部門が担当する制度を導入し、このための体制の整備を図る。

施設マネジメントの実施体制の見直しを行い、効率的な実施体制を構築する。

4) 独創的・先端的な学術研究等を推進するための、大学院に対応したスペースを確保・整備し、充実を図る。

施設の有効活用を推進し、大学院に対応した実験室等のスペースの確保・整備を図る。

5) 先端医療に対応した大学病院の必要なスペースの確保・整備を図り、大学病院が地域の中核的医療機関として一層の貢献をするための整備を図る。

先端医療に対応した外来診療棟の整備を開始する。【新規】

6) 学術研究拠点の形成及び地域連携等を推進するため、卓越した研究拠点のスペースを確保・整備し、充実を図る。

施設の有効活用を推進し、卓越した研究拠点に対応したプロジェクト実験室等のスペースの確保・整備を図る。

7) 国際学術交流等を推進し、世界に開かれた大学を目指すためのスペースを確保・整備し、充実を図る。

施設の有効活用を推進し、卓越した研究拠点に対応したプロジェクト実験室等のスペースの確保・整備を図る。

1-2 豊かなキャンパスづくりのための具体的方策

1) 特色あるキャンパスづくりのために、学内の交通計画の見直し、道路改修、歩道・駐輪場・駐車場整備の具体的計画を策定する。

構内交通計画の見直しを行い、道路改修、歩道整備等を実施する。

2) 緑化及び美観を維持するためのボランティア活動等の具体的活動計画を策定する。

構内美観を維持するための構内緑化及びボランティア活動の見直しを行い、学生・教職員で構成するボランティア組織の構築を図る。

3) 文京町、本町、学園町の各キャンパスを公園化し、市民に開放する。

平成16年度に引き続き文京町キャンパスの公園化計画を推進する。また本町・学園町キャンパスの公園計画を策定する。

1-3 社会的要請に対する具体的方策

- 1) 点字ブロック，障害者用エレベーター等の整備に努める。

構内のバリアフリー化を図る。

- 2) 化学物質等の管理体制の確立を図り，排水・排気・廃棄物の処理・管理等の一元的管理の規定等を整備し，環境保全対策の推進を図る。

安全管理室による化学物質等利用施設の点検等を定期的に行い，環境保全対策の推進を図る。

1-4 施設の老朽化対策

- 1) 耐震診断及びその結果に基づく耐震補強の実施計画を立案し，主要校舎等の耐震補強工事の実施を図る。

耐震補強の実施計画に基づき，主要校舎等の耐震補強工事を推進する。

- 2) 竣工後15年経過した主要建物の部位別調査・耐力度調査を実施し，既存建物改修等の実施計画を策定する。また，その後5年毎に調査を行い，実施計画を5年毎に見直しする。

竣工後15年経過した主要建物の健全度調査（部位別・耐力度等）を実施する。

【新規】

全学の老朽化建物について，緊急を要するものから順次改修に着手する。

1-5 省エネルギー・省資源意識の啓蒙と普及のための具体的方策

- 1) エネルギー教育調査普及事業と一体となって，省エネルギー・省資源意識の啓蒙とその普及の具体的活動計画を策定すると共に，リサイクル資源活用等の具体的活動計画を策定する。

青森県版「K E S（環境規格）」の導入に着手する。【新規】

- 2) エネルギー教育関連施設の整備計画を策定する。特に，自然エネルギー教育にも配慮した関連施設の設置計画を作成する。

エネルギー教育関連施設として設置した，自然エネルギー融雪装置の実験を継続し，実用化への基礎データ収集を行う。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

2-1 事故防止体制の確立のための具体的方策

- 1) 医療事故防止体制，有害業務管理体制の整備（各年度毎の見直しと改善）を図る。
- 2) リスクマネジメントの充実を図る。

「弘前大学危機管理マニュアル（仮称）」を策定するため，「弘前大学危機管理専門家会議」を組織し検討する。【新規】

- 3) 防犯・防災に対し，責任の所在が明確となるような危機管理体制の確立を図る。

化学物質等管理専門委員会の業務等の見直しを行い，業務の効率的運用の検討をする。社会情勢の変化に対応できる危機管理体制を確立するため，定期的な見直しを行う。

2-2 労働安全衛生法などを踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策

1) 安全管理マニュアルの作成，安全教育・訓練，有資格者の配置，全学的な防災計画を策定する。

全学的な防災計画を策定し，安全教育・防災訓練等を実施する。【新規】

2) 定期健康診断及びその他各種検診等の受診率の向上を図る。身体面では健康診断・健康相談の充実を図る。特にカウンセリング機能の充実を図る。

労働安全衛生法に規定する「産業医」と保健管理センターとの連携を密にし，適切な健康管理を行うため，保健管理センターの業務として「産業医等連絡会議」を設置する。【新規】

労働安全衛生法に規定する診断項目の確実な実施を目指す。

3) 21世紀教育，各学部教育における安全管理・事故防止の具体的方策を定期的に見直す。

2-3 学内セキュリティのための具体的方策

1) 盗難や事故防止のため，学内各部局等のセキュリティ対策を点検し，マニュアル等の見直しを図る。

学内セキュリティ対策等を定期的に見直し，より効果的な対策を実施する。

2) 情報セキュリティの対策を講じる。

事務局に新設する情報基盤課が中心となって，全学的な情報セキュリティ対策の検討を行う。【新規】

2-4 実験施設等における安全管理の啓蒙と普及のための具体的方策

1) 安全管理のマニュアル等の作成及び安全管理に関する研修会等を実施する。

安全衛生管理室による研修会等を実施し，安全管理に関する意識の質的向上を図る。

2) 安全を全てに優先するため，安全衛生管理組織体系の再構築を図る。

安全衛生管理室により研修会等を実施し，安全衛生管理に関する意識の質的向上を図る。

予算（人件費の見積りを含む。），収支計画及び資金計画

別紙参照

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

30億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

- 1 外来診療棟整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地並びに建物について、担保に供する。
- 2 患者情報管理システム（設備）整備に必要となる経費の長期借入れに伴い、本学病院の敷地並びに建物について、担保に供する。

剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

（単位 百万円）

施設・設備の内容	予定額	財源
・（医病）外来診療棟 ・小規模改修 ・患者情報管理システム	総額 2,322	施設整備費補助金 (214)
		長期借入金 (2,055)
		国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (53)

注) 金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

学長が定めた全学的な教職員の人事に関する基本方針と教職員配置計画に基づき、運用する。

人件費を踏まえた各学部等の中長期的な人員配置計画を策定するため、各学部等の基準定員を設定する。

教員の業績評価を実施する評価基準の確立に向けて、調査・分析を行う。

事務職員、技術職員を対象に学部または大学院修士課程において、教育を受けさせるキャリアアップ研修を実施する。

北東北国立3大学間及び八戸工業高等専門学校との人事交流を行う。

(参考1) 17年度の常勤職員数 1,372人

また、任期付職員数の見込みを221人とする。

(参考2) 17年度中の人件費総額見込み 16,791百万円

2. 収支計画

平成17年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	29,477
経常費用	29,477
業務費	25,755
教育研究経費	2,225
診療経費	6,402
受託研究費等	337
役員人件費	106
教員人件費	9,630
職員人件費	7,055
一般管理費	1,184
財務費用	659
雑損	0
減価償却費	1,879
臨時損失	0
収入の部	30,090
経常収益	30,090
運営費交付金	11,761
授業料収益	3,272
入学金収益	487
検定料収益	123
附属病院収益	12,717
受託研究等収益	337
寄付金収益	605
財務収益	0
雑益	82
資産見返運営費交付金等戻入	35
資産見返寄付金戻入	9
資産見返物品受贈額戻入	662
臨時利益	0
純利益	613
総利益	613

(注) 純利益、総利益を計上している理由は、医学部附属病院における長期借入金に係る償還元金が、長期借入金により取得した償却資産の減価償却費を上回ることによるものである。

3. 資金計画

平成17年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	34,568
業務活動による支出	26,939
投資活動による支出	2,473
財務活動による支出	3,402
翌年度への繰越金	1,754
資金収入	34,568
業務活動による収入	29,535
運営費交付金による収入	11,887
授業料及入学金検定料による収入	3,894
附属病院収入	12,717
受託研究等収入	337
寄付金収入	618
その他の収入	82
投資活動による収入	1,224
施設費による収入	1,224
その他の収入	0
財務活動による収入	2,055
前年度よりの繰越金	1,754

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

人文学部	人間文化課程	4 3 6 人
	現代社会課程	1 1 0 人
	経済経営課程	1 2 0 人
	情報マネジメント課程	3 7 8 人
	社会システム課程	3 3 6 人
教育学部	学校教育教員養成課程	5 8 0 人
	養護教諭養成課程	1 0 0 人
	生涯教育課程	2 8 0 人
	（うち教員養成に係る分野 6 8 0 人）	
医学部	医学科	5 6 0 人
	保健学科	8 6 0 人
	（うち医師養成に係る分野 5 6 0 人）	
理工学部	数理システム科学科	1 6 0 人
	物質理工学科	3 2 0 人
	地球環境学科	2 4 0 人
	電子情報システム工学科	2 4 0 人
	知能機械システム工学科	2 4 0 人
	学部共通	2 0 人
農学生命科学部	生物機能科学科	1 6 0 人
	応用生命工学科	2 0 0 人
	生物生産科学科	2 2 0 人
	地域環境科学科	1 6 0 人
人文社会科学研究科	文化科学専攻	2 0 人
	（うち修士課程	2 0 人）
	応用社会科学専攻	1 2 人
	（うち修士課程	1 2 人）
教育学研究科	学校教育専攻	1 2 人
	（うち修士課程	1 2 人）
	教科教育専攻	6 6 人
	（うち修士課程	6 6 人）
	養護教育専攻	6 人
	（うち修士課程	6 人）
医学系研究科	医科学専攻	2 5 6 人
	（うち博士課程	2 5 6 人）
	保健学専攻	2 5 人
	（うち修士課程	2 5 人）

理工学研究科	数理システム科学専攻	20人
	（うち修士課程	20人）
	物質理工学専攻	44人
	（うち修士課程	44人）
	地球環境学専攻	32人
	（うち修士課程	32人）
	電子情報システム工学専攻	32人
	（うち修士課程	32人）
	知能機械システム工学専攻	32人
	（うち修士課程	32人）
農学生命科学研究科	機能創成科学専攻	8人
	（うち博士課程	8人）
	安全システム工学専攻	8人
	（うち博士課程	8人）
	生物機能科学専攻	24人
	（うち修士課程	24人）
	応用生命工学専攻	32人
	（うち修士課程	32人）
	生物生産科学専攻	32人
	（うち修士課程	32人）
地域社会研究科	地域環境科学専攻	32人
	（うち修士課程	32人）
地域社会専攻	地域社会専攻	18人
	（うち博士課程	18人）
附属小学校	768人	
	学級数	21
附属中学校	600人	
	学級数	15
附属養護学校	60人	
	学級数	9
附属幼稚園	160人	
	学級数	5